		北北目向 飯飯の中 岡岡各野六 四二全丁部、 丁丁部、北及 目目、北飯び の北飯岡向 全部岡一中 部三丁野七丁 目、目、
独立行政法人都市再生機構	業本の庄早稲 画地確稲定駅田 図周 及辺土 び換地区 地明画整 細書理事	部埼玉県本庄市早稲田の杜の全
独立行政法人都市再生機構	一二葉の里土地区画整理事業確定測 量図葉及び調査簿	各町丁目、目、一部及び二丁目、広島市南三区二葉の里一 広島県広島市東区松原町若里一 の葉
独立行政法人都市再生機構	査酒々井南部地区確定測量図及び調 簿	の千葉県印旛郡酒々井町上飯 部 野 台
独立行政法人都市再生機構	簿成瀬第二地区確定測量図及び調査	粟一神奈川県伊勢原市高森、二丁目、下糟屋高森 窪丁目川 の一部高森二原
独立行政法人都市再生機構	学園南地区確定測量図及び調査簿	の兵庫県神戸市垂水区舞多聞西 全部、舞多聞東の全部
独立行政法人都市再生機構	び大手町 Ｃ工区地区 確定地区 測量図 整理 及び事業 調Ｂ工区及 査簿	目東京都千代田区大手町一丁 二丁目の各一部
独立行政法人都市再生機構	査殿簿町三丁目地区画地確定図及び調	丁神奈川県川崎市川崎区殿町三 目の一部
法上原・瀬口土地家屋調査士	調周査南簿市上押田地区確定測量図及び	田山口県周南市大字戸田字上押 の一部

公　告

諸　事　項

工場財団

青森県三戸郡三戸町大字川守田字沖中68番地**太子食品工業株式会社**の工場財団に宮城県大崎市古川清水字新田51番地の１古川工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年４月７日　　仙台法務局古川支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成26年３月27日から１年６か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成26年４月７日

東京法務局長　石田　一宏

記

氏名　髙橋　公一

所属する司法書士会　東京司法書士会

登録番号　東京第2518号

事務所の所在地　東京都葛飾区小菅四丁目17番３号

違反行為　他人による業務取扱いの禁止

司法書士法人懲戒処分公告

下記の司法書士法人については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第１項第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成26年４月７日

大阪法務局長　冨田　一彦

記

名称　ＪＦＤ司法書士法人

所属する司法書士会　大阪司法書士会

登録番号　28―00010

主たる事務所の所在地　大阪市西区西本町一丁目４番１号

違反行為　他人による業務の取扱い

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社マーケット総研
２．住所　東京都中央区勝どき６―３―２―707　ＴＨＥ　ＴＯＫＹＯ　ＴＯＷＥＲＳ　ＭＩＤＴＯＷＥＲ
３．代表者の氏名　代表取締役　谷口　哲寛
４．取戻しをしようとする保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2204号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年10月７日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年４月７日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Ｋ２Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ株式会社
２．住所　東京都港区南青山３―１―３スプライン青山６階
３．代表者の氏名　代表取締役　眞原　郁哉
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2299号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年10月７日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年４月７日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ヘリオス株式会社
２．埼玉県さいたま市北区東大成町１―493
３．代表者の氏名　代表取締役　長谷川　剛
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2050号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年10月７日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年４月７日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アルファジャパンアセットアドバイザーズ株式会社
２．住所　東京都千代田区大手町２―１―１　大手町野村ビル23階
３．代表者の氏名　代表取締役　池田　廣志
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第541号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年10月７日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年４月７日

関東財務局長　坂本　正喜